

告 示

埼玉県告示第千十九号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第九条の規定により、公募による抽選の方法による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 保留地番号百四十二一一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十五街区二画地（八潮市大字塙五百二十七番七外）

(2) 地積

二百三十一・四七平方メートル

(3) 予定価格

三千二百八十六万八千七百四十円

ロ 保留地番号百四十二一一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十五街区十七画地（八潮市大字塙四百八十二番四外）

(2) 地積

二百三十一・四六平方メートル

(3) 予定価格

三千二百八十六万七千三百二十円

ハ 保留地番号百四十三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百三十九街区十画地（八潮市大字伊勢野五百六十四番十三外）

(2) 地積

百・〇一平方メートル

(3) 予定価格

千七百万千七百円

二 抽選に参加する者に必要な資格

イ 建築物の建築の用に供する目的で取得しようとする者であること。ただし、

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する工業地域に存する保留地に係る抽選に参加する場合においては、この限りでない。

口 次のいずれかに該当する者でないこと。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(2) 抽選の公正な執行を妨げた者

(3) 未成年者

(4) 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十九号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者十五号）次の一から三までのいずれかに該当し、その事実があつた後二年を経過していないう者

(1) 契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があつた後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者

(7) 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

(8) 契約者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 抽選参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

(1) 郵送受付期間 平成二十九年十月二十一日（土）から同年十月二十九日（日）まで（消印有効）

(2) 窓口受付期間 平成二十九年十月二十三日（月）から同年十一月一日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前九時から午後五時まで

ロ 郵送・窓口受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

四 抽選の日時及び場所

イ 日時

平成二十九年十一月十一日（土）午前十時三十分

口 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

五 その他

イ 抽選参加要領及び抽選参加申込書は、TX八潮駅西宅地販売センターにおいて配布する。

なお、郵送を希望する者は、同センター（電話〇一二〇一八四一二四四一）に請求すること。

ロ 抽選に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八一九九八一四五四五）に問い合わせること。